

令和5年 7月31日

犬山市立小中学校保護者 様

犬山市教育委員会 教育長 滝 誠
犬山市立城東中学校 高木 潔

「ラーケーションの日」について（お知らせ）

保護者の皆様には、日頃から市の教育施策の推進、並びに学校の教育活動へのご理解とご協力を賜り深く感謝申し上げます。

さて、標記の件について、愛知県は今年度から、県全体のワークライフバランスの充実を目指す、「休み方改革」プロジェクトの一環として、「ラーケーションの日」を設けることとなりました。ラーケーションとは「学習（ラーニング）と休暇（バケーション）」を組み合わせた愛知県発の新しい学び方・休み方を指す言葉で、「ラーケーションの日」とは、子どもが保護者等とともに、校外（家庭や地域）で、体験や探究、自ら企画し、実行することができる日のことを言います。

子どもの学びと保護者の皆様の休みを組み合わせた、平日だからこそできる活動を実施していただくよい機会となると考えておりますのでご理解とご協力をお願いいたします。

1 期 日

令和5年9月1日（金）～令和6年3月22日（金）までの授業日

※令和6年度以降は4月からの授業日となります。

2 対 象

犬山市内全小中学校児童・生徒

3 留意事項

- ・ 保護者等の休暇に合わせて年に3日まで取ることができます（**令和5年度については年度途中からの実施となるので2日までとなります。**）
- ・ 「ラーケーションの日」として学校に登校しない場合、事前に学校に届け出る必要があります。通常の欠席連絡と同様に学校にお申し出ください。ラーケーションカードの提出は必要ありません。
- ・ 犬山市では、給食費を徴収しないのは「連続した4日以上欠席が見込まれるとき」となっていますので、「ラーケーションの日」として学校に登校しない場合、給食費の返金はいりませんのでご了承ください。
- ・ 「ラーケーションの日」として学校に登校しない場合は、欠席とはならず、「出席停止・忌引等」と同様の扱いとなります。
- ・ 「ラーケーションの日」を取ることで受けられない授業について、学校で特別な学習上の補充は行いません。家庭での自習を通して補充してください。
- ・ 別紙「ラーケーションの日（保護者用リーフレット）」を参考にしてください。

【お問い合わせ先】

犬山市立城東中学校 0568-61-0501

または

犬山市教育委員会 学校教育課

電話：0568-44-0350

FAX：0568-44-0372

E-mail：070200@city.inuyama.lg.jp